

## 宇治市軽度・中等度難聴児支援事業実施要項

平成27年7月4日

### (目的)

第1条 この要項は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児の健やかな成長のため、当該難聴児の保護者に対して、補聴器の購入又は修理に要する費用の一部を助成することを目的とする。

### (対象となる補聴器)

第2条 助成の対象となる補聴器は、別表に定めるものとする。助成対象個数は、児童1人につき原則1個(片耳分)とする。ただし、第5条第1項に規定する医師が必要と認めた場合は、2個(両耳分)とする。

### (対象者)

第3条 この事業の対象者は本市に住所を有する者であって、身体障害者手帳(聴覚障害に係るもの)の交付対象とならない18歳未満の者で、第5条第1項に規定する医師が補聴器の必要があると認めた難聴児の保護者とする。

ただし、当該保護者又はその者の属する世帯の他の世帯員(以下「所得判定対象世帯員」という。)のうち、申請のあった月の属する年度(当該申請が4月から6月までの間にあっては前年度)の市民税所得割の額が46万円以上の者がある場合には助成対象外とする。

### (購入費等の助成額)

第4条 購入費等の助成額は、補聴器の購入又は修理に要する費用の額(その額が別表に定める基準額を超えるときは、当該基準額とする。)の3分の2に相当する額とする。ただし、助成額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。

### (申請)

第5条 助成を受けようとする者は、軽度・中等度難聴児支援事業(補聴器購入費等助成)助成金交付申請書に、次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、修理にかかる申請の場合は、医師意見書の提出を省略できるものとする。

(1) 軽度・中等度難聴児支援事業(補聴器購入費等助成)医師意見書(身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師が作成したものとする。)

(2) 補聴器の見積書(難聴児の身体の安全を保護するため、京都府知事と補装具費の代理受領等に係る契約を締結している業者が作成したものに限る。)

(3) 市町村民税課税所得証明書(非課税証明書)(申請のあった月の属する年度(当該申請が4月から6月までの間にあっては前年度)の1月1日に宇治市に住所を有

さない所得判定対象世帯員分)

- 2 前項の規定は、補聴器の購入等の後に申請する場合について準用する。この場合において、同項中「(2)補聴器の見積書(難聴児の身体の安全を保護するため、京都府知事と補装具費の代理受領等に係る契約を締結している業者が作成したものに限る。)」とあるのは、「(2)購入内容及び支払額を証する書類の写し」と読み替えるものとする。ただし、補聴器の購入等の後に申請する場合は、平成27年度中に購入等した場合に限る。

(助成金交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、購入費等の助成の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、購入費等の助成金交付決定を行ったときは、軽度・中等度難聴児支援事業(補聴器購入費等助成)助成金交付決定通知書により申請者に通知するとともに、軽度・中等度難聴児支援事業(補聴器購入費等助成)助成券及び軽度・中等度難聴児支援事業費(補聴器購入費等助成)請求書兼委任状を交付する。

- 3 前項の規定は、補聴器の購入等の後に購入費等の助成金交付決定を行う場合について準用する。この場合において、同項中「軽度・中等度難聴児支援事業(補聴器購入費等助成)助成券及び軽度・中等度難聴児支援事業費(補聴器購入費等助成)請求書兼委任状」とあるのは、「軽度・中等度難聴児支援事業費(補聴器購入費等助成)請求書」と読み替えるものとする。ただし、補聴器の購入等の後に申請する場合は、平成27年度中に購入等した場合に限る。

- 4 市長は、第1項の審査の結果、助成金交付決定を行わないこととしたときは、その理由を記載した軽度・中等度難聴児支援事業(補聴器購入費等助成)助成金不交付決定通知書により申請者に通知する。

(補聴器の購入等)

第7条 前条の規定により購入費等の助成金交付決定を受けた者は、業者に押印した軽度・中等度難聴児支援事業(補聴器購入費等助成)助成券及び軽度・中等度難聴児支援事業費(補聴器購入費等助成)請求書兼委任状を引き渡し、補聴器の購入又は修理を受け、軽度・中等度難聴児支援事業(補聴器購入費等助成)助成券に記載する利用者負担額を業者に支払わなければならない。

(請求)

第8条 補聴器の購入又は修理を行った業者は、当該補聴器に係る請求書に軽度・中等度難聴児支援事業(補聴器購入費等助成)助成券及び軽度・中等度難聴児支援事業費(補聴器購入費等助成)請求書兼委任状を添えて速やかに市長に請求するものとする。

- 2 補聴器の購入等の後に購入費等の助成金交付決定を受けた者は、前項の規定にか

かわらず、軽度・中等度難聴児支援事業費（補聴器購入費等助成）請求書を速やかに市長に提出するものとする。

（購入費等の返還）

第9条 市長は、助成金交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金交付決定を取り消し、受領した助成金の一部又は全部について、その返還を求めるものとする。

- （1）虚偽の申請その他の不正行為により購入費等の助成金を受領したとき。
- （2）購入費等の助成金交付決定を受けた補聴器又は軽度・中等度難聴児支援事業（補聴器購入費等助成）助成券を譲渡し、交換し、貸付け、又は担保等に供したとき。
- （3）その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（その他）

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年7月4日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別表（第2条及び第4条関係）

名称	1台あたりの基準価格	付属品	耐用年数
高度難聴用ポケット型	34,200円	電池	5年
高度難聴用耳かけ型	43,900円		
上記以外の型式で医師が必要と認めた補聴器	補装具基準の補聴器購入基準に定める高度難聴用耳かけ型補聴器の価格に相当する額		

\* 補聴器の購入又は修理に要する費用の額は、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に定める価格によるものとする。

\* イヤモールドを必要とする場合は、上記告示に掲げる価格の範囲内で必要な額を加算するものとする。